

# 平成23年第2回朝日町議会臨時会会議録(第1号)

平成23年3月3日(木曜日)午前10時00分開議

## 議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 議案第4号、議案第5号  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 議案第4号、議案第5号  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 

## 出席議員(10人)

- |      |       |
|------|-------|
| 1 番  | 加藤好進君 |
| 2 番  | 水間秀雄君 |
| 3 番  | 笹原靖直君 |
| 4 番  | 西岡良則君 |
| 5 番  | 蓬澤博君  |
| 6 番  | 水野仁士君 |
| 7 番  | 長崎智子君 |
| 8 番  | 大森憲平君 |
| 9 番  | 水島一友君 |
| 10 番 | 稲村功君  |
- 

## 欠席議員(0人)

---

説明のため出席した者

町	長	脇	四計夫	君							
副	町	長	竹内	寿実	君						
教	育	長	永井	孝之	君						
民	生	部	長	大菅	定吉	君					
産	業	部	長	大井	幸司	君					
会	計	管	理	者							
出	納	室	長	竹内	忠志	君					
秘	書	政	策	室	長						
				小杉	嘉博	君					
総	務	課	長	山崎	富士夫	君					
財	務	課	長	道用	慎一	君					
住	民	課	長	数家	善継	君					
健	康	課	長	清水	明夫	君					
子	ど	も	家	庭	課	長					
				寺崎	昭彦	君					
在	宅	介	護	支	援	セ	ン	タ	ー	所	長
				谷口	宗次	君					
産	業	課	長	坂口	弘文	君					
建	設	課	長	小川	雅幸	君					
あ	さ	ひ	総	合	病	院	事	務	部	長	
				山崎	秀行	君					
あ	さ	ひ	総	合	病	院	事	務	部	次	長
				宇田	速雄	君					
消	防	本	部	総	務	課	長				
				笹川	謙一	君					
教	育	委	員	会	事	務	局	長			
				大村	浩	君					

---

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	水	島	康	彦
主			任	水	島	兼	輔

(午前10時00分)

#### 開会の宣告

議長(大森憲平君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回朝日町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程の報告

議長(大森憲平君) 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長(大森憲平君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

10番 稲村 功 君

1番 加藤 好進 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定

議長(大森憲平君) 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(大森憲平君) 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議案第4号、議案第5号

議長（大森憲平君） これより、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の件、議案第5号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第1号 平成22年度朝日町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由説明

議長（大森憲平君） 提案理由の説明を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） 平成23年第2回朝日町議会臨時会に提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の件につきましては、「朝日町文化体育センター施設」を初め、「朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場」など、本年3月31日をもって指定期間が満了する6施設のほか、新たに「あさひヒスイ海岸パークゴルフ場」を加えた7施設について、4月1日から指定管理者としての指定を行いたいものであります。

これらの施設につきましては、町民の皆様の利便性の向上を図るとともに、設置目的を効果的に達成するため、引き続き適切な管理・運営に努めてまいり所存であります。

なお、指定については、4月1日からの移行に向け、十分な準備期間等を確保する観点から今臨時会に提案させていただいたものであり、議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、専決処分の件について申し上げます。

議案第5号 平成22年度朝日町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,181万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,539万4,000円にしたいものであります。

補正いたしました財源は、県支出金807万4,000円、繰越金2,373万6,000円であります。

歳出といたしましては、感染症予防費に1,614万9,000円、除雪費に1,566万1,000円といたしております。

以上、本臨時会に提案いたしました諸案件についての説明といたします。

何とぞご審議の上、議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（大森憲平君） これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時04分)

〔休憩中に、財務課長(道用慎一君)が議案第4号及び議案第5号について細部説明を行う〕

(午前10時10分)

議長(大森憲平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 疑

議長(大森憲平君) これより、上程されております議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の件、議案第5号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第1号 平成22年度朝日町一般会計補正予算(第4号)に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をするとともに、発言ボタンを押していただきますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次、発言を許します。

笹原靖直君。

3番(笹原靖直君) 指定管理の件で、らくち~のが「あさひふるさと創造社」にかわったことの経過を詳しく説明願いたいということと、先般新聞紙上に「北投石」の問題が取り上げられておりますが、そういったことも説明願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(大森憲平君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長(大井幸司君) 23年3月31日をもちまして、現在の指定管理の期限が切れるということで、4月1日からの指定管理についていろいろ議論をしてみました。

そこで、将来、朝日町としてふさわしい形と申しますか、現在幾つかあります、例えばなないろKANとか交流施設とか、こういうものを、一体的に指定管理をお願いして、町の活性化につながる方策はないかということを検討をしてみました。去る2月27日に、現在あります有限会社なないろKANのほうの株主総会を開催されまして、「有限会社あさひふるさと創造社」という形で町の、先ほど言いましたなないろKAN、らくち~の、また将来的

には交流・観光部門、そしてまた、それらに付随するような事業を総合的に管理するというふうな意見を賜りまして、本日ご提案させていただくものでございます。あさひふるさと創造社を指定管理者にしたいという、今の提案でございます。

2点目の北投石の件につきましては、皆様方に事前の勉強会で、本日の議決を賜りやすい、判断をしていただきやすいようにいろいろとご説明しましたことがこのような形になって出てまいりました。

町といたしましては、平成20年の7月に不幸な事故があったことから、何とからくち～のを元に戻したいというような思いで露天風呂の改修工事やら、イメージアップするために北投石の購入やらして、入館者の回復を期待しておったわけでございます。年間2万人ぐらいのお客さまの減少を伴ったことから、何かてこ入れをして何とかしたいという思いで、20年9月の補正予算によりまして、購入するための委託料を計上させていただき、その後、町の委託料で支払った備品であるということから、町のほうへ寄贈していただいた経緯がございます。

その後、経緯があるわけでございますが、昨年5月に「ない」ということを、もちろんその前からそういういろんなお声は聞いておりましたが、昨年5月にきちんと調査をさせていただきまして、その経緯と申しますか、どこへ行ったかというようなことから、我々としなくても、その行き先なり、そういうことを調査させていただいた経緯がございます。

また、その間、株式会社らくち～のの社長さんとも何回となく協議を重ね、ことしの3月31日までに元へ戻すという約束のもとに現在進んでいるところでございます。

町といたしましては、3月31日までに元に戻していただけるということを感じて現在進めておりますので、まだ途中であるということをもたご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原靖直君。

3番（笹原靖直君） 1点目はある意味わかるのですが、2点目の北投石がなくなったことに関して、これ、私らも全員協議会で初めて耳にしたということも踏まえながらですが、これはもう前政権もかかわることで、マスコミ等もわかっているわけなのですが、そこらあたり、前政権に対してどういう形で対応されたのか、そしてまた、現政権が6月に引き継がれてお聞きになっていたのかどうか。

というのは、やっぱり私らの耳に入るのが非常に遅い。某新聞でもいろいろたたかれる中

で、そこらへんのつながりをしっかりと町長を初め説明していただきたいと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私が町長になりまして、担当部署からその事実をお聞きいたしました。それで、担当部署には、直ちにらくち～のの施設に戻すようにというふうにやってほしいということを指示いたしました。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原靖直君。

3番（笹原靖直君） 申しわけない、大まかな、細かい日付は要りませんが、何月ごろにどのような形で聞かれて、どういうふうに進まれたかということを確認にさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 町長に就任いたしましたのが6月13日でありますので、それから……。

何月というのがちょっと、今、突然のあれですので明確なことは答えられませんが、その日にちがたった後ではないというふうに思っております。それから、先ほどの指示をそのときに指示をしたとおりであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原靖直君。

3番（笹原靖直君） どうしても疑われるのは、その北投石とかいろんな不信感があって指定管理がかわったというニュアンスは私らも抱いておる中で、町長自身からそういった危機管理 きょう、初めて聞かれたわけですね。だから、この北投石はどういうふうな処理をしておられるのですか、対応をしておられるのですか、詳しくお聞かせ願ひたいと思いますけれども。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 町長から指示を受けた概略の経緯だけを述べさせていただきます。

6月13日に就任されて以来、その後いろんな方針とか今後の進め方について議論させていただき、その1つに、今言われました北投石の問題もあったわけでございます。

これにつきましては、指示を受け次第、我々のほうで元に戻していただきたいということ

を鎌水社長とやりとりしております。その後、きちんと文書で明確化すべきであるということで、8月に文書を発送いたしましたして、社長より11月末までには元に戻すという回答をいただいております。文書を発送したところ、9月の初めに社長が来庁されまして、今後の取り扱い等について協議をしておるわけでございます。

ところが、11月の末日になりましても、そのような、展示する見込みが立たないということから、これももちろん町長に相談してですが、12月の初旬にその経緯を町の顧問弁護士と協議させていただき、その結果をもとに再度社長と協議を行い、確認書を双方で取り交わしております。これは12月の中旬でございます。

そこで、弁護士のアドバイスによりまして、購入価格に相当する分を担保として取っておく必要があるというようなことから、社長に向かしまして、購入価格相当額を預かりたいということを述べまして、12月の29日に、お金としては一応預かっております。

ただし、町といたしましては、3月31日までに石を戻すという確約書がございますので、その方向に沿って、現在もその要請を続けております。

若干社長の言い分との食い違いがありますが、町といたしましては、町の備品である物を元に戻していただきたいというところをお願いしておるわけでございまして、そのように、「お金を払ったから終わった」というような考え方では現在もありません。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原靖直君。

3番（笹原靖直君） 1点だけ確認をお願いします。

この5月というのは前政権、前町長のときということで、前町長は、そういった事柄を知っていたとするならば、どういう対応をされたかということだけは確認させてください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、わかります？ わからない。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 前町長さんにつきましては、この対応を今後どうしていくのかということも踏まえて検討しているところでありますので、その質問のことについては、一切町長として、町として、事実関係を明らかにするというふうな作業は今日時点では行っておりません。

議長（大森憲平君） ほかにだれかございませんか。



水野仁士君。

6番（水野仁士君） 6番の水野です。それでは、ちょっと。

大事なことです。町長に新しくなられました時点、新聞報道によれば、5月のときにこの北投石がなくなったということで、町民から何か知らせがあったと。そういうことで、所管の部長は、いつ町長にこのなくなった状況の話をされましたか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 6月13日に就任されてから、それぞれ、各部・課の懸案事項というものを協議する場がございました。多分6月14日から二、三日かけてのことだと思いますが、その段階でこの件につきましては、報告はしております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですが。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） とあるチラシといいですか、号外には、町長が新しくなられて、6月、9月、12月の議会があったと、そういうことになっております。ならば、この大事な525万の北投石が、なくなったこの大事なことを、なぜ議会に現町長が報告していないのですか。おかしいんじゃないですか、町長。

議長（大森憲平君） 水野君、その号外というのは何の件かわからないので、ちょっと説明して……。

6番（水野仁士君） 号外ですか。朝日町を明るくする会の「ニュース第5号」に載っておるわけでございます。それをもとにして、ちょっと質疑をさせていただいております。

そこで、話は二重になりますが、重ねて申し上げますが、脇町長が6月、9月、12月と議会をやっております。ということは、その前に部長のほうから この事実を知っておったわけでしょう。それなのに議会にもかけておらんと。これはどういうことですか、町長、答弁を。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 6月の段階で担当部署から 6月だったかどうか私には定かではないのですが、町長に、その間の北投石についての説明を聞いております。それで、そのときにきっちりと戻すようにという指示をしたのは先ほどのとおりであります。何で6月から12月まで3回の議会があったのにそのことを議会に明らかにしなかったということでありま

すが、先ほども部長から答弁しましたが、このようなこと、取り扱いについては慎重にしなければ、場合によっては名誉棄損だとかそういうふうな事態もあるということから、顧問弁護士と相談しながら進めてきたということでもあります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですが。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） いや、首長といたしましては、何か緊迫感がないというか、やっておることが遅いのではないですか。これは、なくなれば、窃盗罪何なりにもかけてもいいと思いますよ。

それと、この、例えば12月の29日ですか、525万、これは現金で持ってこられたのか、振り込みにされたのか、その帳簿上の処理はどういうふうな処理の仕方をしておられるのですか、525万円。現金で持ってこられたか、振り込んであったのか、その経理の仕方。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 12月の28日で一応役場の業務は終了しておりますので、口座へ振り込まれました。

ただ、今、金庫のほうに現金化して預かっておるとい状況でございます、先ほど言いましたように、あくまでもこれは1つの代替え措置と申しますか、我々は北投石を戻してもらいたいものですから、お金が納まったからその石の代替えということには、今のところならないというふうに考えております。

あくまでも、向こうの社長が言われますように、3月の末日までにと期限を切って戻すという確約書のもとに、それがまず第一だろうと。戻れば、お金を返さないといけないものですから、会計管理者さんのほうだとか役場の口座には入れるのはおかしいということで、現金で預かっている状況です。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですが。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） この石は、やっぱり現物で町のほうへ返していただきたいというのは私の願いです。議会もまたそのような思いだと思っておりますので、その点、よろしく願いいいたします。

以上です。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

長崎智子君。

7番（長崎智子君） 私も一言言わせていただきます。

第4号議案の公の施設の指定管理者の指定の件についてでございますけれども、ただいま臨時議会は、指定管理者との契約期間満了に伴う契約更新に当たり、その審議のための会議の開催であることと思っております。ただ、らくち～の件につきまして、他の施設と同様な考え方では整理できないものと思っておるわけでございます。

少なくとも町当局は、朝日町町民の代表である我々議員に対して、らくち～における不祥事をきょうに至るまでひた隠しにしていたこと、我々が新聞報道でやっとこのことを知ったありさまでございます。

これらの一連の経緯を公表するとともに、これまで隠してきたというか、発表しなかった理由と、それらの処置法についてどのように考えているのか、また責任者である町長の存念を伺いたいと思いますが、まず1点目ですが、町民の貴重な財産をひそかに盗み取られました。それは2010年の5月、新聞報道が2011年の3月、その間10カ月間、町民に知らせることもなく、警察に通報することもなく、ただ漫然ときょうまで放置していたこと、理由が何なのか知りたい。

また、もう1つ、窃取、盗み取られた、あるいは持ち去った時点で犯罪が成立しているにもかかわらず、返還要求をただけで、なぜ警察に通報しなかったのか。この案件は明らかに刑法第235条に該当するものであります。

それと、あなたは町民の貴重な財産を窃取、あるいは無断で他人から預かった物を持ち逃げされたにもかかわらず、それを返還しないかもわからないのに、漫然と見逃ししながら放置してきたのはなぜか。そんな権利は、あなたにはないと思います。場合によっては、刑法第103条、犯人隠避の罪であなたを告発すべき案件であるとも思うが、いかがでしょうか。

また、1点、途中、返還要求したと言うが、返還されていない。担保として525万円を預かったと言うが、それだって犯人の金であるのかどうか。それは先ほど、水野議員からの質問では、金庫に預かっておると言われましたが、昨年5月に町民からの通報で判明したわけだが、そのことをらくち～の役員を含む従業員、さらに役場の職員で知っていた者はどなたでしょうか。

また、北投石は貴重な天然記念物であり、返還されたとしても同一物が返還されるとは限らない。同一物が返還されるまで当然のことながら525万円は預かりとし、公訴時効を迎えな

いうちに、速やかに関係機関に告訴することを約束されたいと思います。

以上5点についてですが、速やかに、隠さず、明確に町長の答弁をお願いいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

1点目、大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 長崎議員には、2月16日の創政会の勉強会、2月の22日の全員協議会で、その経緯はきちんと説明してあると思うのですが、その後新聞報道されておりますので、その発言は間違っているんじゃないかと思っておりますので、私はその点だけ言いたかったのです。

以上です。

議長（大森憲平君） 次に、2点目から5点目まで、脇町長。

町長（脇四計夫君） 刑法の条文については私の思いと少し違うところがあるわけですが、まず何で告訴をしなかったのかということではありますが、それにつきましては、弁護士とも相談をする中で、それと先ほど水野議員にも説明をいたしました。軽はずみな行動によりまして他人の名誉だとかそういうふうなものを傷つけることは、町としてやるべきではないというふうに思います。ですから、現在、議員ご指摘のような、どのような法的措置をとっていくのかということは今慎重に調査をいたしておりますので、その結果を見て検討をしていきたいというふうに考えています。

それと、漫然とこの間放置してきたのではないかというふうなことでありますが、そのようなことはありません。先ほども部長のほうから言いましたが、昨年からことしにかけて、たびたびらくち～のの社長にお越しいただいて、そのことを詰めてきたところであります。1つの事実が発生したから即告発とか、あるいは裁判だとか、そのようなことはあまりにも軽率と言われても仕方のない態度であるというふうに私は考え、部署に指示をしたところであります。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

長崎智子君。

7番（長崎智子君） 今町長から答弁をいただきましたけれども、やはりこういう問題は新聞報道されないうちに私たち議員に、先ほど水野議員も言われました、6月、9月、12月と議会がありましたけれども、それなりの、私たちに納得できる説明はしていただけなかったと思っています、私は。

それで、実は第5点に言いましたとおりに、今後は町長におかれましては 私は、一番残念なことは、町民よりも議会のほうをやはり優先にさせていただきたいと。

それなら、盗まれた時点で、町長が部長から聞かれたときに、どういう判断をされましたか。何をすべきか、まず第一に。ちょっと教えてください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 町の財産でありますので、それを無断で持ち出したことについては元に復するのが当然でありますので、そのように指示をしたところであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

長崎智子君。

7番（長崎智子君） 私も、やはり最初からかかわっていたものですから、このらくち~の件については本当にしっかりと物を返還していただかないと。元の物を返還していただきたいと。それは3月31日までに返すと言われましたけれども、その確信があるのですか、再度伺います。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます 長崎君、3月31日までに返してくれということで申し込んでいるので、「返ってくるのはどういうが」と聞かれても、それは、当局は責任.....

7番（長崎智子君） 11月に返すと言って、11月に返してもらえなかったでしょう。

議長（大森憲平君） 脇町長、それに対する答弁できますか。

〔「もう期限切れですけれども」の声あり〕

町長（脇四計夫君） 1つの約束事でその期日が決められておるといふような契約なり約束があるとしたら、その間は約束したことを違えて、早く返せと、期日の前に返せということは、前の約束は何だったのかということになりますので、そこは、議員、理解してもらいませんと、何の約束だったかということになりますので、よろしく申し上げます。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

加藤好進君。

1番（加藤好進君） 今回の指定管理者の変更については北投石の紛失が大きな要因だと私は思っています。それと、町とらくちーのとの信頼関係が大きく崩れたと私は判断します。その中で、果たしてらくちーのの経営状況はどのようになっているのか、わかる範囲で答えたい。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） これまでに、それぞれの勉強会とか全員協議会で説明申し上げてきたことは、今ほど言われましたとおり、指定管理者を指定していただくために議員の皆様方の判断をしていただきやすい材料を提供してきたというふうに考えております。

ですから、提案理由説明にはありませんでしたが、現在の指定管理をお願いしている会社との信頼関係は少し薄らいできたのではないかなということで、じゃ、4月からだれに管理をお願いすればいいのかということでいろいろ議論して本日提案させていただいた経緯がございます。

会社の経理のこと、内部につきましては、株式会社らくちーのさんでやっておられますので、また年の途中でもありますし、具体的に数字を申し上げるわけにはいきませんが、毎年3月の議会で予算に提案しております指定管理に要する費用につきましては、それぞれ必要な額と申しますか、施設も10年以上経過したものですから、施設の修繕費とか、あるいは外構関係の費用、そしてまた昨年11月にかなり大きい工事をしましたが、エコぼ～とから温かいお湯をもらっている工事の関係とかそういうのが発生しますので、毎年毎年幾らということを決めるわけにはいきませんが、きょうですか、皆様方にお配りすることになっております新年度予算をまた見ていただきまして、町がお願いしているものはこれぐらいですよというところで、今の段階では勘弁していただきたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

加藤好進君。

1番（加藤好進君） もちろんなかなか答弁しづらい質問だと思いますが、私自身は恐らく経理的にも赤字かなと判断いたします。

それで、また1つ懸念されるのが、今のらくちーのの従業員の方々、たくさんの職員、あとパートさんが勤めておられますが、この方々はきちんと身分保障されて、そのまま勤続されるのでしょうか、そのへんお聞きしたい。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 去る2月25日付で社長のほうから、従業員並びにパートさんのほうに解雇通知ということが 言いました。本議会の議決を賜れば、新しく管理をしていただく方への再度の就職も含めて、現在勤めておいでになる方々には丁寧に説明に回りたいと。

そしてまた、1人でも多く残っていただけるような取り組みは、当然会社としても町としても、していかにやいかんことだろうと思います。

何よりも大事なのは、空白をあけることなく、利用されている町民の方々、あるいは町以外の方々でも多く利用されておりますが、この方々にご迷惑をかけられないというのが大前提だというふうにかえまして、引き継ぎと申しますが、それをきちんとやるべき行動を、できれば、きょう議決をいただいた後に動きたいと思います。

4月1日からの指定管理ということでございますが、いろいろと取引関係の業者さんもおいでになりますし、場合によっては取引先の、いわゆるやり方もと申しますが、名称も変更になることから、そのようなことも含めて従業員の方、取引の方など皆様方に説明してスムーズな運営をしていきたいというように考えております。

よろしく願いいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

加藤好進君。

1番（加藤好進君） ぜひ従業員の皆様方の再雇用を100%お願いしたいと。さらに、もう1つ、現在利用の皆さん方を、とにかくクレームの来ないように対処をお願いしたいと思って一応要望としておきます。

お願いいたします。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

西岡良則君。

4番（西岡良則君） 町長にお伺いをいたします。町長と「朝日町を明るくする会」の関係を教えてください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私が町長選挙に立候補したときの推薦選挙母体という関係であります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

西岡良則君。

4番（西岡良則君） 推薦母体ですよね。その母体から、実はこう（実物を示す）、チラシが出ているんですね。その中で、「新しい町長が誕生した後、6月議会、9月議会、12月議会と、3回も定例会が開かれたにもかかわらず、この北投石がなくなったことが、解明されないことは、はなはだ遺憾なことです」、こういうチラシが出ているんですね。ということ

は、私たちが議員になってから何にもしなかったということを書いてあるんですね。

先ほど町長から、こういった事件でありますので、一般に公表するというのはなかなか難しいことだと。それは十分にわかりますが、少なくとも全員協議会等で説明があってもよかったのではないかと思います。いかがですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、繰り返しになる部分についてはおわびしたいと思いますが、この種の、いつ、どのように公にするのか、それは慎重でなければいけないだろうというふうに思います。

それはなぜかといいますと、場合によっては、その営業自体ができなくなるということも予想されるわけです。そうしますと、町民の皆さんが毎日あれだけ利用している施設を何の対策もなくして放棄されると、あるいはそういうふうなことになったときに、それはできないだろうと、1つはそれがあります。それと、やはりちゃんとした確証を持って臨まないと、それはこちらが逆に営業妨害、名誉棄損等で訴えられる材料にもなるわけですから、そこは慎重にやってきたということでありまして、決してひた隠しに隠してきたと、議会、議員に説明しなかったことが議会軽視という、漫然とそういうふうなことをしてきたわけではないということをご理解いただきたいと思います。

それと、冒頭、説明をいたしました。3月31日まで指定管理をしているというふうな中で、それを突きつけるということは、事実上「もうおまえ、やめろ」ということにつながるということもありますので、ぜひひとつご理解をいただきたいと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原靖直君。

3番（笹原靖直君） 西岡議員の質問の関連なのですが、今の支持母体の明るくする会云々なのですが、実はある意味で私らが知り得る前に支持母体の方々に情報が流れているんじゃないかという懸念、1点目は、さきのラップル工事の件の金額的なものも私らが耳にする前に入ってくる。今回の件もまことにスピーディーはスピーディーなのですが、今言ったように、あなたの支持母体に関して、私らに言う前にいろんなことが流れているんじゃないかということだけの質問に、一遍お聞かせ願いたいと思います。

議長（大森憲平君） 笹原君、答弁の前に、これは案件の質疑でございますので、支持母体とかそういうのはちょっと差し控えていただきたいと思います。



ただいまの質問に、もし町長、答弁できればお願いいたします。

町長（脇四計夫君） そのようなことは一切ございません。一切ございません。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） ちょっと視点を変えて説明をさせていただきたいと思います。

指定管理者、もとは朝日町の条例で決められて、なおかつ当該者と朝日町と、契約といたしますか、協定書を取り交わしているわけですね。この協定書の中に、まず2点伺いたいのですが、協定の解除という条項があります。これはもう、甲 甲というのは朝日町ですね。乙は受託した相手。甲が一方的な力で不測の事態というか、正しく言うと、この協定に違反したとき、この協定を解除することができる。甲がですよ、一方的に。そういう条項があります。これについて、例えば先ほどの答弁で、11月末までに返してくれと、返しませんという確約が入っているわけですね。で、11月末で返却されなかった。先ほどは何か少し信頼関係が損なわれたという表現がありましたけれども、その時点で、信頼関係がかなり損なわれているんじゃないかと。この条項をなぜ使われなかったのかということをもっとお聞きしたいと思います。

よろしく願います。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 11月30日まで返していただきたいという覚書の中にありましたが、12月に入りまして社長が来られまして、「年度末まで何とかするので」というお答えがございました。

それは、確かに信頼関係がぐらぐらっと来たことは間違いございませんが、一回きりでは、そこで、じゃ切れるかというものでもないのです。過去、平成18年9月から、これだけきちんと皆様方に愛されるような施設にさせていただいた経緯がありますし、そしてまた利用客がたくさんおられる。そこで、いきなり甲の責においてというように、当時はできる状況になかったので、今回の指定管理の期限であります3月31日ということで、今の会社とは難しいんじゃないかという判断をして、「3月31日で切れます。4月1日からどうするか」ということを内部で検討したということでございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 今大井部長が答弁されたのですが、本来は、この件に関しては、皆さん、議員が質問しているように、最終権限者として町長がやはり同じ考えで、11月末、12月早々、そういう考えでおられたということをもう一度お聞かせください。確認させていただきたい。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 部長の答弁と同じであります。

議長（大森憲平君） ほかに。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） やっぱり何か、前の臨時会でも申し上げましたけれども、議会を信用されていないし、議会に情報の提供もない。なぜならば、さきの全員協議会は、報道各社さんを排除した全員協議会で本件の説明を受けておりますが、実際はそうっていないですよ。新聞社さんが書かれたことも事実ですし、先ほど水野議員なり、笹原議員、西岡議員が言われたように、町長が先ほど「推薦母体」と言われた明るくする会が事細かに書かれているわけですよ、6月、9月、12月の議会の話。

それと、もう1つ町長にお聞きしたいのですが、この明るくする会の第5号では、4月以前になくなっていましたという表現があるのです。ここまで書かれると、当局は5月ぐらいになくなっていくことがわかったという表現で説明を私どもは受けているのですが、4月と5月じゃ大違いですよ。

このあたり、もしあれでしたら、町長のほうからしかるべくこの明るくする会の皆さんに申し入れをしていただかないと、当局並びに議会は、「本当に何やってんだ」という話になります。ここのそごのある部分、どういうふうに感じられますか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） わかったのがいつで、なくなったのがいつかと。それは時間のずれがあると考えます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

5番（蓬澤 博君） 全然答えになっていませんよ。

〔「そんなことない」の声あり〕

5番（蓬澤 博君） 全然答えになっていませんよ。

じゃ、町長、支持母体とおっしゃるのであれば、ここに書いてある（実物を示す）、表現してあること、あなたは抗議すべきなんです。大きな差異ですよ。1日、2日じゃないんですよ。そこがちょっとおかしいんじゃないのかなと思います。明らかに抗議していただきたいと思っておりますし、先ほど同僚議員が言ったように、6月、9月、12月、3回もあったのに、何も議会、していないじゃないかと。この表現についても、当局、情報を出していなかった部分をここで非難されているんですよ。私らは情報が入らない限り知り得ない話をここで書かれているのです。これ、非常におかしいと思いませんか。答弁、お願いします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） なかなか理解していただけないのですが、私は、ピラについて……

〔「正直に言お」「どっちが理解していないんですか」の声あり〕

議長（大森憲平君） ちょっと、まだ答弁中でございますので。

町長（脇四計夫君） 私の支持母体であります明るくする会に、私は情報を流すということもありません。ですから、それは独自の調査でやられたのだらうと思います。

それと、すみません、3回の議会があったと。それに明らかに町側からしなかったということにつきましては、西岡議員その他の皆さんにもお答えしたとおりでありますので、そこに何の、それ以上のものは何もありません。

議長（大森憲平君） 蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） よしんばそうだとしても、このニュース、3月1日に監査請求が出ていること、皆さん同じ仲間の方たち、お友達の行動だと思うんですよ。これに対してはどういうふうにお考えですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、町民であれば監査請求の権利はどなたにもあるということで、議員が言われるような、仲間だから、おまえが情報を提供したかという意味、ニュアンスにもとれますので、そういうことは一切ありません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 情報を流すという質問をしたわけではなくて、同志の皆さん方と言ったほうがいいのか、知り合いと言ったらちょっと広過ぎるのですが、いろいろと日常相談

される皆さん方が符節を同じくしてこの号外というかビラを出されたり、住民監査請求をされていることに対して、あなたはどう思いますかという質問をしたのであって、情報を流したという質問はしていないつもりです。もう一度お答えください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 日ごろからのつき合いは、皆さんよりも 議員の皆さんや一般の皆さんと同じようなつき合いはあるかもしれませんが、特にそのことについて話をしたこともなければ、最近会ったこともありません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） これに関しては押し問答になりますので、きょうの議会、また新聞各社さんがいろいろと報道されると思います。その中で一般の皆さん方は正しい判断をされると思っておりますので、記者の皆さん方にもそのあたり、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう1点、確認させていただきたいのですが、契約書、いわゆる協定書の中に、再委託の禁止という条項があるんですね。で、今出ている、3月末で切れる指定管理者の一覧の中で、業務の内容では1社だけではできない指定管理者が多々というか数社あるように見受けられるのですが、このあたり、契約書の条項と一致するように適用除外的な対応をとられるわけですね。それを確認させてください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 指定管理者につきましては、当然民間の会社ですとか第三セクターとか地区のパークゴルフ協会のようにさまざまな方が指定管理者となります。それに伴いまして、また施設のほうもいろんな施設がありますので、協定書につきましては、個々の内容でもって誤解のないような内容として、この再委託の禁止部分につきましても、訂正して直させて、協定を改めて結びたいと考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） ぜひそれをお願いしないと、この条項の読み方次第によっては、「この契約、成り立っていないよ」という話をせざるを得なくなる場合がありますので、適用除

外のところはしっかり明示した契約書というか協定書を締結していただきたいと思いますし、もう4月1日に発効する契約ですから、そこをできれば3月中に改めて、こういう交通整理をしましたということを報告していただければと思います。

よろしくをお願いします。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

水島一友君。

9番（水島一友君） 1点だけお願いをしたいと思います。

この指定管理者についていろんなトラブルが起きてきておるわけでありますが、これから町がどのようにこの指定管理者を指定した場合にタッチしていかれるのか、口を出していかれるのか。もちろん町は委託料等々を出しますので、そのへんを今後どういうふうに携わっていかれるのか、お聞かせをお願いします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 指定管理者につきましては、まず自治法のほうで調査権ですとか報告を求める権利、また町の指示に従わない場合には指示を出せるという権利、それから従わない場合には解除できるという権利がございます。その権利をもとにいたしまして現在も進めてきておるわけですが、これまで以上に事業内容の精査ですとか業務内容の調査をしっかりやって、今後、これまで以上にやっていきたいと考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水島一友君。

9番（水島一友君） それが時として抜ける場合がありますので、それは必ずやるように。それから、今、傍聴に監査の方も来ておられますので、特に監査委員の方にもお願い申し上げますが、こういった施設については、監査委員も大いにチェックする義務があると思いますので、ぜひこれは要望しておきたいと思います。

条例にももちろんあります。8条や9条にはそういった実地に調査をしるということもあります。2カ月や3カ月に1回ではなく、最低でも月1ぐらいは実地調査をしながら、すべての指定管理者を指定された場合に見るのも当局の義務ではないかなというふうに思いますので、こういったトラブルが二度と起きないようにしていただかないと、我々、この指定管理者を賛成するという立場になりませんので、そのへんもう一度町の意欲を聞かせていただきたい、町長。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 議員ご指摘のとおりであります。

町からの、一般会計からの予算を委託料として払っているわけですから、しっかりとこれについては監視を 「監視」という言葉がいいのかな 把握をしてやっていきたいと。皆さんの税金をむだにすることはできませんし、町民の利益のために管理・運営をやっていただくということで、しっかり担当部署のほうで管理をするようにしていきたいと考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水島一友君。

9番（水島一友君） 3回までですので、あと1回だけお願いします。

先ほど加藤議員が言われましたが、らくち～のには社員8名、そしてパートが50名働いておられるわけでありまして。やはりその方々が引き続き安心してらくち～ので働けるように配慮を必ずやっていただくようお願いしておきます。これは要望とします。

ありがとうございました。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 話がくどくなりますが、確認です。もし、この北投石が現物で返らなかった場合の対応も含めて、何か考えておられますか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） そのことも含めまして、顧問弁護士の方と対処する方針、方向を考えおります。

今言われますように、第一原則は石を戻してもらうことですが、そうでなかった場合のこともある程度想定いたしまして、今後、進めていきたいというふうに考えております。

議長（大森憲平君） 水野仁士君。

6番（水野仁士君） 私は、最後になりますが、この明るくする会から、脇町政というか脇さんが、町長が、7番目に書いてあることですよ、「いずれにせよ、現町政が町民に開かれた町政であってほしいと願うもの」と。何か内輪から何を言われておるのかなと不思議に思

います。それについて、答弁。

議長（大森憲平君） 水野君、何遍も申しますように、この場は質疑の場でございますので、議案に対しての質疑をお願いいたします。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） では、恐らく私が最後か、最後の1人前だと思うのですが、ピラにかかわらず質問させていただきます。

先ほど水島議員の管理監督についての質問がありました。で、しっかりやります。やりますの後に、担当に指示を出しますと。自分が先頭に立って管理監督をやるという表現がないんですよ。ここをもう一度確認させていただきたいと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） そのようにとられたのなら、私は、真意ではありません。すべてが、町の行政は職員の力もかりて、責任は町長がとるという姿勢であります。

きょう、3月の初めに臨時議会を開かせていただいたというのも、皆さんから、水島議員、加藤議員からもお話がありました。今らくち～ので働いておられる労働者の皆さんに不安なく働いていただける環境をつくるために、一日も早く議会を開いて承認をいただかないと前へ進めないということでありまして、このような早い時期に、定例会間近ではありますが、そのときを待てなかったということをご理解いただきまして、お答えとさせていただきます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 大分逆にとられたというか、まるっきり答弁していただいてないというか……。逆に、私ども、全員協議会があったときに、このピラに書いてあることがあるかもしれないという、ふと念頭をよぎったことは事実であります。そういうことをすると、多大な迷惑を受ける方もいる。ただし、そういうこともやむを得ないのかなという気はしません。そういうことを念頭に置いて、定例会前にやらなければいけないことは早く臨時会を開いてやりましょうよと、こちらのほうが提案したのが事実だと思っています。こちらのほうが親切にそう言っているのです。もめる中に、嵐の中にいろんなことが入らないように。それをあたかも、その逆であるように言われると、あの全協で言われた、私どもが提案したこと、当局に対して言ったこと、まるっきり何だったんだろうなと思いますが、いかが思われますか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 議員の、あのときの提案もあって、それでやはり早く作業もしていきたい。これはらくち～の問題だけではありません。パークゴルフ場の指定管理の問題もありまして、きょう、急遽 急遽と言いますか、議会を開催していただきました。

ありがとうございます。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

長崎智子君。

7番（長崎智子君） 私もこれで今回は最後だと思いますけれども、1点質問させていたいただきたいのは、先ほど蓬澤議員、水島議員が言われました有限会社あさひふるさと創造社に総轄して、独占して任せると言っておられますが、先ほどの2人の方への答弁を聞いていたけれども、私も一番懸念しているのは、1社に限定しなければならない理由は何なのか、町長はどういうふうに考えておられるか、再度お願いいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 独占だとか、そういう観点で有限会社あさひふるさと創造社にすべてということは毛頭考えておりません。

冒頭、答弁の中で部長が言いました。朝日町のこの住民の皆さんだけではなく、よそから来て利用していただく皆さんにも、もっともっと知っていただくと、利用していただくということから、総合的に、またこれ以外にも観光の面で来られるときの窓口が今定かでないわけですよ。観光協会だとかそれぞれのところでやっているというふうな中で、窓口を絞って、そしてPRもしながら、しかもお互いの施設を経費の面でも、あるいは交流の面でも有効活用するというふうな姿勢でありまして、単にこういうような経験のあるところがあるからという安易なことでやっていることではありません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

長崎智子君。

7番（長崎智子君） 今、町長はしっかりとやって、大丈夫だと言われましたが、一番心配されるのは、これから構想を練っていかれると思うのですけれども、しっかりとした対策を講じていかないと、この指定管理者は本当に難しいと私は思うわけで、心配して言っておるわけなので、町長さんにはやはり、町職員、皆さんそろって全部、この今までのことのない



ように私は要望しておきたいと思います。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

水間秀雄君。

2番（水間秀雄君） 2番の水間ですが、22日の勉強会のときに、資料2ということで、これ、いただいたわけですよ（実物を示す）、あさひふるさと創造社。

これ、会社が27日にできたということでありますので、会社ができたということだけではなしに、責任者なり、そういう人たちがわかれば、どのような形でできているのか、ちょっと知りたいのですが。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 前回、資料2ということで、これはあくまでも勉強資料ということでお渡ししたわけございまして、27日に名称変更しました企業につきましては、有限会社あさひふるさと創造社でございます。現在、10名の株主がおりまして、その中で朝日町が約38.6%の株を保有しております。54株を持っているわけございしますが、そのほかに農協さんとか商工会などの10名でありまして、役員につきましては、代表取締役が東彰様でございます。取締役は南茂常人様、監査役は、同じく角丸貴之様でございます。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

それでは……

〔「暫時休憩」「休憩お願いします」の声あり〕

議長（大森憲平君） それでは、この際、暫時休憩いたします。休憩時間は10分間とし、11時25分から再開いたします。

（午前11時17分）

〔休憩中〕

（午前11時25分）

議長（大森憲平君） 休憩前に続き会議を開きます。

議案第4号・第5号に対しての質疑でございます。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号、議案第5号について、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、議案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

## 討 論

議長（大森憲平君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（大森憲平君） 次に、賛成討論はございませんか。

稲村功君。

〔10番 稲村 功君 登壇〕

10番（稲村 功君） 私は、日本共産党を代表して、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の件及び議案第5号、平成22年度一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で意見を述べます。

指定管理者の指定の件では、1件が新規、5件が継続、1件が変更であります。今回、らくち～の指定管理者の変更は当然であります。らくち～の件については、北投石のことが新聞で連日報道されています。今回の新聞報道は、報道機関に送られた住民監査請求の案内がきっかけとなっております。本来は町当局がもっと早くこの問題を町民に明らかにすべきであったと考えます。

新聞各社は、株式会社らくち～の社長が北投石を勝手に持ち出したと報道しております。これが事実なら、町の財産を勝手に持ち出したことになり、犯罪に当たります。町当局は法的措置をとるべきであります。また、一部の新聞は、社長は525万円を町に納めたので、問題は解決していると述べていると報じていますが、町は担保として預かっているとしております。さらには、現在の北投石の所在については、異なる報道がされております。持ち出された時期も不明であります。一体何が真実なのか、真の真相は全く明らかになっておりません。

しかし、北投石が購入されたのは、前町長のときであります。紛失したのも前町長のとき

であることは確実であります。前町長がこのことを知っていたのか知らなかったのか、そのことも明らかにしなければなりません。

私どもは3月議会の代表質問でこの問題をきちんとただしていくつもりであります。議会としても徹底的に究明すべきであります。議会としての当然の責務であります。それが住民の代表と言われる議員のとるべき姿勢ではないでしょうか。そうしなければ、住民からそしりを受けることとなります。

以上で私の討論といたします。

議長（大森憲平君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（大森憲平君） 討論がないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

## 採 決

議長（大森憲平君） これより、上程されております議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の件、議案第5号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第1号 平成22年度朝日町一般会計補正予算（第4号）、以上2議案を採決いたします。

お諮りいたします。

上程されております議案第4号及び議案第5号について、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） 異議なしと認めます。

よって、上程されております議案第4号及び議案第5号の2議案は、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号の2議案について、それぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（大森憲平君） 全員起立です。

よって、議案第4号及び議案第5号の2議案については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

〔拍手する者あり〕

議長（大森憲平君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

---

町長あいさつ

議長（大森憲平君） 次に、町長からあいさつがあります。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 議員各位には、臨時議会に全員出席をし、また町から提案させていただきました2議案について全会一致でご採択をいただきまして、ありがとうございます。

引き続き、きょうの質疑の中で出されたご意見等をしっかりととらえて、これからの町政運営に励んでいきたいと思えます。

きょうは、どうもありがとうございました。

---

閉会の宣告

議長（大森憲平君） これをもって、平成23年第2回朝日町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前11時32分）